



# ケベック州での フランス語による生活

Québec 





# 目次

- 4 ケベック州言語政策の存在理由
- 4 フランス語憲章採択理由
- 5 フランス語憲章採択以降の進歩
- 6 教育 - フランス話系学校通学を優先
  - 6 初等・中等教育
  - 9 カレッジおよび大学教育
- 10 フランス語および他の言語による医療サービス
- 11 職場でのフランス語化
  - 12 ケベック州において“フランス語で働くこと”の意味
  - 14 企業のフランス語化 - 継続的な方策
- 16 商業とビジネス - フランス語による掲示
  - 16 公共の掲示および商業広告
  - 17 製品ラベル
  - 18 企業名
  - 19 商業書類および広告宣伝文
- 20 フランス語で行われる公共行政
  - 20 機関名、公文書、書面によるコミュニケーション
- 21 フランス語の使用と質に関する政策
- 22 公契約に関する政策
- 23 情報技術とインフォメーションハイウェイにおけるフランス語
  - 23 情報・コミュニケーション技術におけるフランス語使用に関する政策
  - 24 コンピューター機器及びソフトウェアの選択
  - 25 インターネットによる情報の生産および発信
- 26 法的文書と裁判所における二言語主義
  - 26 法的文書
  - 26 裁判所の言語
- 27 フランス語 - 世界に開かれたダイナミックな文化生活の言語
  - 27 創造の言語としてのフランス語
  - 29 他の文化へ開かれた言語
- 30 移民およびフランス語化
- 31 お問い合わせ先
  - 31 言語政策事務局
  - 32 フランス語高等カウンスル
  - 33 ケベックフランス語局
  - 35 ケベック州地名委員会



北アメリカ大陸の北東に位置するケベック州は700万以上の人口を有し、州民の81.4%はフランス語を母語とし、カナダではフランス語系住民が最も多い州です。カナダのフランス語系の人々の約86%はケベック州に住んでいます。

しかしながら、フランス語系住民はカナダと北アメリカでは少数派である上、過去50年間に、カナダ人口のフランス語系住民の割合は1951年の29%から2001年の22.9%まで減少しました。また、ケベック州外のフランス語を話す人口は、2001年ではカナダ人口の4.4%でした。

フランス語話者は北アメリカ全人口のわずか2%しか占めておらず、3億人の英語話者によって囲まれ、カナダおよびアメリカ合衆国で英語優先の社会と経済力に直面しています。このように北アメリカのフランス語の位置は不安定なので、常に注意が必要とされるため、1960年代末以降、ケベック州政府はケベック州に対して言語政策という手段を講じたのです。

言語政策はフランス語憲章を基礎とし、1977年8月26日ケベック州議会によって採択されました。フランス語をケベック州民の社会的、文化的、知的かつ経済活力を表現するための通常の言語とすることをフランス語憲章はそれ以前の言語法より広範囲な分野で主張しています。

フランス語憲章は約10の規則と公共行政におけるフランス語の使用と質に関する政府政策により構成され、ケベック州におけるフランス語の永続性および発展をさらに確実にする目的で、言語的に戦略的重要性を持つ分野(例えば教育、文化、移民、情報技術など)のために政府の他の政策も採用されました。これらすべての措置がフランス語を促進し、北アメリカの状況の中でフランス語の発展を支援することを目指したケベック州の言語政策を構成しています。

ケベック州がそのアイデンティティを保持し、文化および言語を促進する努力は以前より世界に開かれた形で過去数十年間行われてきました。こうした努力は、ケベック州の現在のGDPの60%を占める増大する輸出高やケベック州が北アメリカではバイリンガルとマルチリンガルの労働力が最も多い地域であるという事実に反映されています。そして、特にケベック州の地理的・政治的な状況、ヨーロッパ的遺産、北アメリカにおいてフランス語で生活をするという決意などにより、ケベック州は文化と言語の多様性を強く支持する存在になりました。



## ケベック州言語政策の存在理由

過去 400 年以上、何世代にもわたりケベック州民はフランス語を使用し続けてきました。

### フランス語憲章採択理由

20 世紀の以下のようないくつかの要因により、ケベック州において話される言語の関係が反映された言語政策が決定されました。

- 産業化と都市化の結果として英語の魅力が北アメリカで増大したこと。
- カナダ国内およびケベック州内でフランス語を話す人口は 1951 年以來減少していること。
- 1977 年以前、英語学校に子女を登録する新移民の傾向は、ケベック州の学校制度全体にわたる様々な言語危機を引き起こしたこと。
- 出生率の低下により、北アメリカにおけるフランス語を話す人口の将来はケベック州でさえ、移民を統合できるかどうか大きく依存するようになりました。

### フランス語憲章採択以降の進歩

ケベック州の言語政策は言わば英語の魅力に対抗するために設立された政策でした。英語の魅力はまずモントリオールにおいて、そしてケベック州の地方でもフランス語が英語と日常的に接触するような場所で優勢でした。しかしながら、フランス語憲章採択25年後、ケベック州におけるフランス語の使用は明白に進歩しました。

- 公共の掲示と商業広告に関しては、特にモントリオールではフランス語の存在感を部分的に回復しました。
- フランス語を話す消費者はフランス語でより多くのサービスを受けられるようになりました。
- フランス語は労働者間および企業の日々の活動で多く使用されるようになりました。
- フランス語系の学校に通学する若年層の移民は増加し、フランス語系が大多数のケベック社会へより容易に参入しています。
- 以前はフランス語を話す人は不利であった収入および地位の格差は改善されました。

これらの進歩にもかかわらず、ケベック州においてフランス語が公のコミュニケーションの正規の日常言語となり続けるよう更なる進歩がなされなければなりません。フランス語は特に経済のグローバル化および情報・コミュニケーション技術が進歩する中でまだ日々圧力に直面しています。したがって、ケベック州が言語政策を掲げることが現在でも適切なことなのです。



## 教育 - フランス語系学校通学を優先

質の高い教育制度を持つケベック州は、その機構及び教育方法では先進国の中で最も近代的な教育制度を誇り、さらにケベック州には教育および研究に対する国際的に名高いいくつかの大学があります。

ケベック州では公的教育機関の大多数はフランス語で授業を提供していますが、また、以前よりケベック州には幼稚園から大学まで英語による完璧な公立教育制度もあります。

### 初等・中等教育

ケベック州の人口の80%以上はフランス語系です。したがってケベック州のほとんどの学生がフランス語で教育を受けるのは当然なことであり、フランス語系が大多数の社会へ移民を統合するため、ケベック州に居住を希望する移民の子女は中等教育の最後までフランス語系の学校に通わなければなりません。しかしながら、ケベック州の英語系コミュニティとの関係に基づいてこの原則には様々な例外があり、例外の対象となる子女は英語の学校教育を受けることもできます。



### 英語系の学校入学資格に関する規則

フランス語憲章は英語系の公立学校並びに補助金の交付を受けている私立学校に入学資格を与える特例を規定しています。主要な規則は次のとおりです。

- カナダ国内でほとんどの初等教育を英語で受けたカナダ市民の父親または母親を持つ子女の場合。
- 父親または母親がカナダ市民で、その子女がカナダ国内でほとんどの初等教育または中等教育を英語で受けた場合。
- 父親と母親がカナダ市民ではないが、両親のどちらかがケベック州内でほとんどの初等教育を英語で受けた場合。

子女が英語で教育を受けることが認可された場合、これらの規則によるとその子女の兄弟と姉妹にも同様の認可が与えられます。さらに子女の両親のどちらかが研究または職務が理由で一時的にケベック州に滞在しているために子女がケベック州の一時的な居住者である場合、滞在期間中、英語系の学校あるいはフランス語系の学校のいずれかを選択し、通学することが可能です。

これらの規則は公立学校および補助金が交付された私立学校に子供を登録する際に適用されますが、補助金を受けていないフランス語系と英語系の私立の教育機関があり、これらの教育機関への通学は教育言語の選択に関連する法律条項の対象となりません。尚、英語系の公立学校あるいは補助金を受けた私立学校に子女の入学資格を決定する場合、補助金を受けない私立学校で子女が受けた英語教育は考慮の対象となりませんので注意が必要です。

## 言語教育

若年層によるフランス語の正確な学習と使用を動機づけるために、ケベック州文部省はフランス語の教育を促進しかつ他の言語の習得を改善する様々な手段を講じました。さらに、文盲対策並びに新移民および学生のフランス語の熟達を促進することを目指してします。

ケベック州のフランス語系学校制度において、小学校の始めから中等学校の終了まで、相当の授業時間が第二言語としての英語に当てられています。同時に、英語系の学校制度においても第二言語としてのフランス語の教育を改善する努力がなされています。

更に、第三言語の教育も多くの中高等学校で既に行われ、ケベック州文部省はより実施拡大を計画しています。

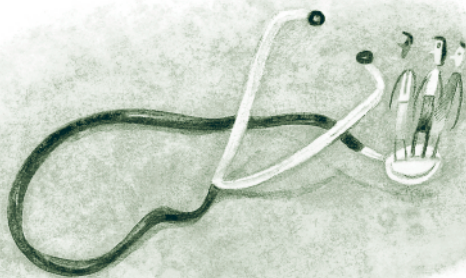
### カレッジおよび大学教育

中等教育終了後、学生が勉学を継続するためにフランス語系または英語系のカレッジあるいは大学を自由に選択することができます。

この数年間、ケベック州のフランス語系カレッジおよび大学は、学生によって使用されるフランス語の質の改善を図る戦略を実施してきました。

フランス語憲章はケベック州のカレッジと大学がフランス語の使用と質に関する政策を採択し適用することを要求しています。大多数の学生にフランス語での教育を提供する機関の場合、この政策は教育言語、事務連絡の言語および職務の言語としてのフランス語、また、学生と職員によって満たされるべきフランス語の質と熟達に関するガイドラインを定めています。

大多数の学生に英語による教育を提供する機関によって採用された政策は、第二言語としてのフランス語の教育および当該教育機関の事務局と政府、政府機関、市、学校、医療機関、社会福祉機関、ケベック州に設立された法人との書面による業務連絡の言語としてのフランス語の使用を取り上げています。



## フランス語および他の言語による 医療サービス

ケベック州の主な医療および社会福祉機関はフランス語系なので、どこでもフランス語でサービスは提供されなければならない、更に、フランス語憲章は医療および社会福祉のサービス提供者と誰でもフランス語でコミュニケーションをする権利を擁護しています。

しかしながら、フランス語を話す人々と同様に英語を話す人々も医療を自分の言語で受けられるよう、幾つかの医療機関は英語でサービスを提供する責任を持っているため、ケベック州に在住する英語を話す人々はサービスを提供する機関の人的、物的および財政的に許される程度まで英語で医療および社会福祉を誰でも受けることができます。実際、英語を話す人はケベック州の至るところで英語で医療および社会福祉にアクセスすることができます。

この原則と同じように、ケベック州厚生社会福祉省は可能なところでは多様な文化コミュニティーに属する人々が自分の言語で医療および社会福祉へアクセスできるように努力しています。



## 職場でのフランス語化

フランス語が個人の生活に制限されるべきでなく、学習し使用するのに役立ち魅力があるべきで、フランス語についての知識は、高い地位をも含む、高収入の仕事に結びつくものでなければなりません。言い換えれば、フランス語は職場で不可欠なものにならなければなりません。従って、仕事の言語はケベック州の言語政策の要となります。

勿論、フランス語を仕事の言語として使用しますが、必要に応じて英語や他の言語の使用は許され、ケベック経済における輸出の重要性を考えれば、多くのケベック企業がケベック州外の顧客と交信する際フランス語以外のいくつかの言語を使用することは理解できます。

しかしながら、ケベック州の労働者はケベック州内でフランス語で働く権利を持っているので、フランス語憲章はケベックに設立された企業は特に従業員に対するコミュニケーション、事業活動および労働関連のコミュニケーションにおいては通常フランス語を使用しなければならないと規定しています。同様に、労働協約はフランス語で書かれなければならない。

フランス語憲章の下で従業員がフランス語しか話さないという理由で雇用者が従業員を解雇し、降格させることを禁止しています。就業上ある言語の知識を必要とする場合を除き、雇用者はフランス語以外の言語の知識またはその言語の特定の知識レベルを従業員に要求することはできず、この種の差別の犠牲者だと考える人は誰でも裁判所にその是正を求めることができます。

生産、マーケティング、研究活動を目的としケベックに設立される企業は積極的に職場のフランス語化プロセスに取り組むことによって、将来大いに発展し、ケベック社会への参入がより円滑になるでしょう。

### ケベック州において“フランス語で働くこと”の意味

#### フランス語の使用および知識の普及

フランス語がすべての労働環境の中で使用されるために、フランス語憲章はケベック州で50人以上の従業員を有する企業のために特定の方策を立てています。これらの企業は法律に準じてフランス語の使用の普及を確実にすることを目指したプロセスに参加しなければなりません。

#### 従業員がフランス語で話すための措置

職場におけるフランス語の使用を確実にするため、企業の幹部および従業員がフランス語の知識を有し、日々のコミュニケーションの中で使用することは重要であり、この要求を満たさない企業は特に職場や語学学校で提供されるコースを通じて、フランス語についての知識をその従業員に身につけさせる措置を取らなければなりません。

### 企業内のフランス語による掲示

企業は社内の掲示(掲示板、事務所や工場の機械に付されるネーミングなど)がフランス語によるものでなければなりません。フランス語と他の言語が併用される場合、状況によってフランス語が明らかに優勢或いは少なくとも同等なインパクトを与えなければなりません。後者の規則はケベック州に設立された企業のすべての文書、作業用具および書面によるコミュニケーションに適用されません。

### 職場のコミュニケーションにはフランス語を使用

企業の幹部と従業員間の公式のコミュニケーションおよび従業員間のコミュニケーションはフランス語でなければならず、また、通知、指示、メモおよび企業ニュースレターもフランス語によるものでなければなりません。

### フランス語による業務書類の提供

企業の用紙、指示書、計画書、仕様書、報告書など通常使用される業務書類は印刷物であろうと電子文書であろうとフランス語で記入、作成しなければなりません。この規則はすべての技術資料や参考資料にも適用されます。

### 顧客、一般の人々および公共機関とは

#### フランス語でコミュニケーション

ケベック州に設立された企業はケベック州内の顧客にフランス語で連絡を行い、サービスを提供しなければなりません。顧客への対応およびサービスは電話でも直接面会でもフランス語でなければならず、同様にケベック州内の顧客、一般の人々を対象とした電子文書を含めた商業書類および広告宣伝文、製品に伴う書類(使用説明書、

## 企業のフランス語化-継続的な方策

ケベックフランス語局は企業のフランス語化の支援、助言およびモニタリングをする機関であり、フランス語憲章はそのプロセスを遂行するための方針を規定しています。

### 言語状況の分析

50人以上の従業員を有するすべての企業はケベックフランス語局に登録し、局の援助および助言を受けながら言語状況の分析を行わなければなりません。100人以上の従業員を有する大企業は雇用者と労働者の同数の代表から構成されフランス語化プロセス全体を指導する任務を負うフランス語化委員会を設立しなければなりません。50人から99人の従業員を有する企業に対して、局は適切であると考えられる場合はいつでもフランス語化委員会設立を要求することができます。

雇用者は従業員がフランス語化委員会あるいは小委員会に参加、活動するという理由で、従業員の賃金を凍結、解雇、降格、転勤させることはできません。

### フランス語化プログラム

企業内でフランス語の使用が普及しているとケベックフランス語局が言語状況評価により判断した場合はフランス語化証明書が発行されます。フランス語化をしていないすべての企業に対して、局はフランス語化プログラムを提出し実行するよう要求することができます。このプログラムの目標はフランス語が企業内の全体にわたって使用されることを確実にすることであり、従業員のフランス語の知識(フランス語の十分な知識を持つ人数の増加)、社内コミュニケーション、書類、情報・コミュニケーション技術の業務



のためのフランス語の使用の問題などがこのプログラムに含まれています。

### フランス語化証明書

企業がフランス語化目的を達成したとケベックフランス語局が判断した場合、フランス語化証明書が企業に発行されます。企業がこの証明書を獲得したということは社内の状況やフランス語の質を改善する必要がもはやないことを必ずしも意味せず、むしろ、この証明書を獲得したことはフランス語の企業による正常なビジネス活動の始めと見なされ、企業はフランス語が保持され、実際に永続的に使用されるよう気を付けなければなりません。フランス語化が恒常的なプロセスであることを確実にするために、フランス語憲章はフランス語化証明書を取得しているすべての企業が3年ごとにフランス語使用の発展に関する報告書をケベックフランス語局に提出することを義務付けています。

### 特例

企業が採用しなければならないフランス語化方策を決定する場合、ケベックフランス語局は当該企業の外国との関係、業務領域、言語に関する内容を含む文化的製品の生産などの制約を考慮に入れます。さらにフランス語でない内容を含む文化的製品を生産する企業およびケベックに本拠を置く企業あるいは研究所でその活動がケベックの境界を越える場合は特別に考慮されます。これらすべての場合、企業はフランス語以外の言語使用に関し制限の緩和を受けるためケベックフランス語局と特別の協定に署名することができますが、これらの企業はケベック州におけるコミュニケーションおよび配布書類にはフランス語を使用することが義務付けられています。



## 商業とビジネス - フランス語による掲示

ケベック州の80%以上を占める消費者はフランス語系で、フランス語でサービスと情報を受けることができるようフランス語憲章はフランス語がケベック州における商業およびビジネスの正規の日常言語とすることを目指し多くの規則を制定しています。これらの規則は公共の掲示および商業広告、製品ラベル、企業名、商業書類および広告宣伝文、顧客との連絡全般に適用されます。

### 公共の掲示および商業広告

公共の掲示および商業広告とは、看板、貼り紙、ポスター、掲示板および店舗のウィンドーの一時的掲示などの公共の場所に掲示されるメッセージを意味し、これらすべてのメッセージはフランス語でなければなりません。

他の一言語または複数の言語を加えることは可能ですが、フランス語が明確に優勢である、即ち、はるかに大きな視覚的なインパクトを与えることを法律は義務付けています。

### 例外

地下鉄、バスおよびバス待合所や大きな掲示板によって提示される公共の掲示および商業広告はすべてフランス語のみでなければなりません。

医療と安全のメッセージに関する公共の掲示はフランス語で書かれなければなりません。等しいインパクトがあれば、他の言語とフランス語の併記も許されます。

また、フランス語以外の言語を話す人々を対象とした宗教的メッセージ、政治的メッセージ、人道主義的メッセージなどは、その言語のみでも許されます。

博物館、植物園、動物園あるいは文化的科学的な展示会での公共の掲示は、フランス語と他の言語併記でも構いません。

同様に、国際的な人々を対象とするイベントあるいはほとんどの参加者がケベック州外から来るイベントに関する公共の掲示および商業広告はフランス語で書かれたものに等しいインパクトがあれば、フランス語と他の言語の併用も許されます。

### 製品ラベル

製品ラベルとは、製品、容器およびパッケージ上の記入事項並びに添付書類(使用説明書、保証書など)を意味します。

規則によって認められる少数の例外を除けば、ケベック製、輸入品を問わず、卸売販売または小売販売を問わずフランス語のラベルはケベック州において提供されるすべての製品に付ける必要がありますが、フランス語に加えて他の一つの言語または複数の言語の使用は認められます。この場合、フランス語の記入は、他の言語の記入と少なくとも等しいインパクトがなくてはなりません。

## 企業名

ケベック州で設立された企業の名前はフランス語でなければなりません。

### 例外

公共の掲示と商業広告目的のために、以下の名前はフランス語以外の言語のみでも許可されます。

- ケベック州外で設立された企業の企業名。
- 物の起源の名前、外国製品か外国特有の製品名、紋章、その他の非商業的標語。
- ケベック州外の場所を示す地名、ケベック州地名委員会によって公式になった別の言語による地名、姓、名、人物名、あるいは文化的特徴を表わす名称。
- フランス語版が登録されている場合を除き、商標法の意味する範囲内のカナダで認められた商標。

フランス語による同等の総括的な用語が用いられていることが条件ですが、フランス語以外の言語から得られた表現を企業名に使用することは可能です。

### 商業書類および広告宣伝文

商業書類および広告宣伝文とは、カタログ、パンフレット、小冊子、企業名鑑またケベック州で設立された企業のウェブサイトのような印刷物または電子文書を意味し、顧客への請求書・領収書、供給企業へ送付される注文用紙および他の同様の書類も含まれます。

ケベック州内で配布される商業書類はフランス語でなければなりません。他の一言語または複数の言語を併用することもできます。しかし、フランス語版は他の言語版と少なくとも同等なインパクトがなくてはなりません。



## フランス語で行われる公共行政

ケベック州における公共行政はフランス語の促進に関し模範的、主導的役割を担うことが要求され、その活動はフランス語がケベック州の公式言語で公の生活の共通語であるという事実を反映しなければなりません。

### 機関名、公文書、書面によるコミュニケーション

フランス語憲章によると公共行政、即ち政府、各関係省庁、地方自治体、教育機関、医療・社会福祉機関の機関名はフランス語名のみによって表示されなくてはなりません。

フランス語憲章の下では公文書はすべてフランス語で起草されなければならないとしていますが、この規則はフランス語および別の言語の併用を許可しています。同じ原則は他の政府あるいはケベック州に設立された法人に対し書面によるコミュニケーションを公共行政が行う場合にも適用されます。さらに、公共行政はその他の言語を使用する人々に連絡をする場合、フランス語以外の言語を使用することができます。

## フランス語の使用と質に関する政策

言語関連の調和を目指し、1996年、政府が採択した行政におけるフランス語の使用と質に関する政策内容はフランス語憲章に掲げられたものより厳格です。しかしながら、それはケベック州政府省庁のみに適用され、各々の言語政策を確立、採用する際の守るべきガイドラインを定めています。

この政策は、政府省庁および機関が、公文書を起草・公表する時やコミュニケーションにおいてフランス語のみを使用するよう義務付けており、情報文書もフランス語によるもののみです。しかしながら、他の言語のバージョンは要求する人々へ送付することができます。

オンラインで配布される文書はフランス語によるものでなければなりません。ケベック州が国際社会に広く受け入れられるためにも、これらの文書を他の言語で表記することもできます。但し、そのような場合、フランス語版が常に明確に直接アクセス可能でなければなりません。

電話でも面会でも政府職員はまずフランス語で一般の人々に対応することが要求されます。録音メッセージはフランス語でなければなりません。他の言語でも別にアクセスできるのであれば構いません。

これらの一般的な方針と平行して、各省庁は業務およびサービス提供の対象となる人々に基づいた言語政策を採用

しています。例えば、英語系コミュニティー、先住民族コミュニティーまたはケベック州に移住する人々の受け入れや定住に関する業務を行う省庁および機関はそれらの特定の言語のニーズを満たすよう政策を実施することができます。

行政におけるフランス語の使用と質に関する政策の下、政府省庁および機関は50人以上の従業員を有する企業でフランス語憲章のフランス語化の規定を満たしていない企業にはいかなる契約も補助金も便益も与えてはならないと規定しています。この条件は入札書類でも言及されています。

### 公契約に関する政策

1999年、民間部門と競争する公営営利企業を除くすべての公共行政レベルに適用される公契約に関する政策を政府は採択しました。つまり政府省庁および機関、公社、地方自治体、市の機関、教育委員会、一般教育・職業教育カレッジ、大学、医療・社会福祉機関、地方管理局、医療および社会福祉関係の購買サービス機関、上記機関が所有またはコントロールする機関にこの政策は適用されます。

公契約に関する政策によりすべての段階でフランス語が使用されなければなりません。購買関係書類、製品とサービスに伴う書類、製品上、製品容器および製品パッケージの記載事項はフランス語で記載されなければなりません。さらに、製品、器具あるいは装置で言語の使用が必要な場合、その言語はフランス語が義務付けられています。





## 情報技術とインフォメーションハイウェイにおけるフランス語

情報技術とインフォメーションハイウェイの開発は職場や電子ゲーム等の娯楽におけるフランス語の使用に関し新しい課題を投げかけました。

英語は情報技術分野において常に優勢な位置にあり、情報技術分野の仕事とコミュニケーションのツールは、世界中で使用されているほとんどの言語で可能なように、フランス語も同様に容易に適応することができます。フランス語がケベック州ではコミュニケーションの日常言語であるので情報技術分野のコミュニケーションにおいてもフランス語が使用されることを保証するための手段が取られなければなりません。

### 情報・コミュニケーション技術における フランス語使用に関する政策

1992年以來、ケベックは政府および関係省庁機関に適用される情報・コミュニケーション技術におけるフランス語の使用に関する政策を持っています。

この政策の主要な目的は政府と市民とのコミュニケーションで表記されるフランス語のすべての特性と記号(例えば、大文字、アクセントおよび他の記号)を尊重することです。ハードウェアもソフトウェアも文書も、政府職員のコンピューター上でフランス語を最大限に使用するよう促しています。また、情報・コミュニケーション技術の専門家による可能な限り広範囲にわたるフランス語の使用の促進を目指しています。

この政策を採択したことで、情報・コミュニケーション技術におけるフランス語が持つ経済的、社会的および文化的意味を政府が十分認識していることがわかります。情報・コミュニケーション技術においてフランス語を確固たるものにしようとした政府の意思を実証しています。この決意は政府が先駆けて行動を取り、特にフランス語による情報関連製品の提供を刺激することにより、民間機関に積極的に参加してもらうことを目指しています。

### コンピューター機器及びソフトウェアの選択

コンピューター機器(キーボード、モニター、プリンターなど)の使用に関しケベック州行政もフランス語化が要求される企業に適用されるのと同じ規則に従っています。キーボードはフランス語によるコマンドと表示が必要で、フランス語に特有の記号をすべて表示できなければなりません。一般に使用されるほとんどのソフトウェア、パッケージソフトおよび教育用ソフトには、フランス語の特徴をすべて備え、ユーザーがフランス語でコマンドを実行することを可能にするフランス語版があります。仕事の言語としてのフランス語を普及するという目的により優先権はフランス語版に与えられています。

コンピューター機器およびソフトウェアに伴う文書はフランス語でなければならず、広告資料、インストールおよびユーザーガイド、トレーニングマニュアルにも適用されます。

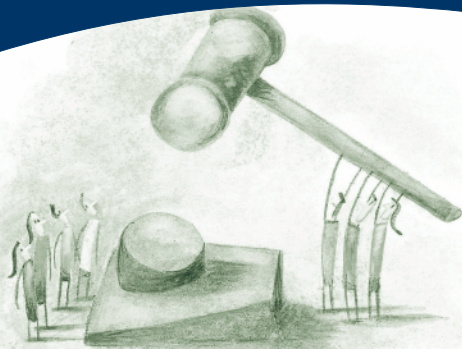
### インターネットによる情報の生産および発信

インターネットの開発のおかげで、情報は今日容易に速く国の境界を横断し、言語の壁をはじめとする人々の間のすべての種類の障壁を減らしています。インターネット上の知識および情報の生産および発信は、日常言語が英語でない国に多くの課題を投げかけています。ケベックはこうした課題へ果敢に取り組んでいます。

- 新技術分野におけるフランス語により高い地位を保証するための措置を取ること。
- 国際的なパートナーとともにインターネット上の国語の使用と尊重、特にフランス語の促進に努めること。

これらの目的を達成するために、フランス語に適應したハードウェアだけでなくユーザーがインターネット上フランス語でサーフし、フランス語コンテンツを増加させることができる生産ツールおよびナビゲーション・システムを備えていることも必要です。

ケベック州政府はインターネット上のフランス語の使用を促進し、インターネット利用者にフランス語によるコンテンツを提供できるように公的機関と民間機関のパートナーに依頼しました。ケベック州政府はこのような考えに基づき、資金援助プログラムを導入しました。



## 法的文書と裁判所の二言語主義

ケベック州においてはフランス語が法律および裁判の言語ですが、ケベック州に適用されるカナダ憲法の条文に従って、法律および裁判のために以下のような二か国語使用が尊重されなければなりません。

### 法的文書

法律と規則並びに同様な性格の条文はフランス語と英語で採択され、両方の言語は同じ法的地位を持ちます。

### 裁判所の言語

原則として、ケベック州の裁判所のすべての業務並びにそれに伴うすべての訴訟手続きで誰でも英語又はフランス語の使用が可能です。裁判を受ける人がフランス語だけ話す場合でも裁判官は英語で判決を下すことができ、逆に裁判を受ける人が英語だけを話す場合でも裁判官はフランス語のみで判決を下すことができます。しかし、フランス語憲章の下で裁判を受ける人は状況に応じ英語かフランス語で下された判決をもう一方の言語に翻訳してもらうことを要求することができます。

刑事裁判では、告訴された人が自分の言語であるフランス語または英語で裁判を受ける権利を常に与えられることは注目に値します。この場合、裁判官、陪審員および検察官は被告が選択した言語を話さなければなりません。



## フランス語 – 世界に開かれた ダイナミックな文化生活の言語

フランス語はケベック州にとって社会慣習あるいは単にコミュニケーションの手段であるばかりかアイデンティティのまさに基礎、文化の本質的部分です。こうした認識のもと1992年に採択されたケベック州文化政策は文化を表現しアクセスする手段としてフランス語を促進する重要性を強調していることは驚くにあたりません。

### 創造の言語としてのフランス語

ケベック州におけるフランス語は話される言葉または書かれる言葉が関係するすべての分野の芸術的創造に特に使用される言語です。音楽、演劇、文学および映画におけるケベック州が生み出すフランス語による作品は、フランス語を話す諸国だけでなく世界中に影響を与え多くの人々を魅了しています。

ケベック州はアメリカ文化の強い影響を受ける市場でフランス語の文化的作品の普及・促進のために時々ユニークなアプローチを取らなければなりませんでした。例えば、1980年代中期以降、映画法はケベック州のフランス語系映画産業を大いに盛り上げました。文化活動のすべての領域において、ケベック州文化コミュニケーション省は芸術的な創造を活性化し、革新的な製品およびサービスの台頭を支援し、フランス語コンテンツを促進する方策を実施してきました。

ラジオおよびテレビ放送に対して管轄権を持っているカナダ連邦政府が、ケベック州の視聴覚分野におけるフランス語系の性格を尊重した結果、1970年代初頭以降、フランス語の歌の割り当て率がフランス語ラジオ放送局に義務付けられました。その後他の政府が模倣したモデルとなりました。ケベック州の要請で、特別の規則によりフランス語系の専門テレビチャンネルの出現が可能になりました。同時に、ケーブルと衛星放送はますます多くの英語チャンネルにアクセスすることがより容易に可能となりました。

### 他の文化へ開かれた言語

さらに、ケベック州の文化は英語を話す人々、先住民族および移民の文化コミュニティの貢献からその活力と多様性を浮かび上がらせました。これらのグループは各々の芸術活動で文化的活力を表現し、同時にフランス語系の文化へますます開かれた形で参加しています。

ケベック州民は常にケベック産のフランス語系の文化作品に深く愛着を持ちながらも他の文化にも多大な関心を抱いています。

このように、ケベック州の文化生活は世界中からの文化および芸術に開かれていることに特徴があります。フランス語系文化に属しているという意識と同時に、ケベック州は積極的にすべてのジャンルの文化交流を促進し、他の社会の文化的・芸術的な表現に非常に寛大です。

外国文化に大変開かれた気持ちを持つ人々が住むケベック州において、文化作品の提供に比較的多様性があるのは、ヨーロッパとの強い文化的類似性、強烈なインパクトを与える多くの文化行事、継続的な移民によってなされた多大な文化的貢献によるものです。



## 移民およびフランス語化

カナダ憲法の下では、ケベック州への移住に対する管轄権はケベック州政府およびカナダ政府によって共有されています。ケベック州が担う主な責任は移住に対する候補者を募集し選択し、新移民にオリエンテーションと統合サービスを提供することです。

毎年、ケベック州は世界各地から 40,000 人近くの移民を受け入れています。1997年から2001年には移民の43%は既に到着時点でフランス語を話すことができました。ケベック州政府は、許可する移民の50%までその比率を上げたいと考えています。

さらに、ケベック州政府はフランス語を話さない新移民にケベック社会への円滑な参入を意図したフランス語のコースを提供しています。これらのコースは色々な方法で利用が可能で、移民交流広場、教育機関、コミュニティー、職場においてフル・タイムまたはパート・タイムのプログラムが用意されています。





## お問い合わせ先

**Le Secrétariat à la politique linguistique**

**言語政策事務局**

225, Grande Allée Est, 4<sup>e</sup> étage

Québec (Québec) G1R 5G5

電話: (418) 643-4248

ウェブサイト: [www.spl.gouv.qc.ca](http://www.spl.gouv.qc.ca)

ケベック言語政策事務局はケベック州の言語政策実施に関しフランス語憲章担当大臣に助言をします。さらに、言語に関する法律および規則の修正業務を調整します。事務局は政府の言語政策の一貫性を確実にし、モニタリングを行い、ケベック州内のフランス語の使用、質および促進を目標とする適切な行動の支援をします。

さらに、事務局は政府の言語政策に関する情報をケベック州内と州外で提供し、様々なパンフレットおよび出版物を要請に応じて提供しています。

更に、事務局のウェブサイトを通じてケベック州のフランス語系大学によって作成された主要な言語テキストデータ・ベースへのアクセスを提供しています。ケベック語彙コーパスネットワークに収集されたこれらのデータベースはケベック州で使用されるフランス語に関心のある言語学者、研究者およびすべての人々による利用が可能です。

## Le Conseil supérieur de la langue française

### フランス語高等カウンスル

800, place D'Youville, 13<sup>e</sup> étage

Québec (Québec) G1R 3P4

電話: (418) 643-2740

ウェブサイト: [www.cslf.gouv.qc.ca](http://www.cslf.gouv.qc.ca)

フランス語高等カウンスルはケベック州のフランス語と関係するすべての問題に関しフランス語憲章担当大臣に助言をします。必要と判断される調査および研究を行ない、または委任し、個人またはグループの意見を収集し、考慮し、更に、通知、研究および四半期毎発行されるニュースレターを通じてカウンスルはケベック州のフランス語に関する問題について一般の人々に通知します。これらの資料は請求をすれば入手可能で、それらのいくつかの資料はカウンスルのウェブサイト上で入手可能です。

更に、フランス語促進のために個人および組織によってなされた顕著な業績を認めるために、カウンスルは毎年、1603年7月3日賞、ジュール・フルニエ賞、レイモン・シャレット賞およびアメリカフランコフォン賞を授与しています。

## L'Office québécois de la langue française

### ケベックフランス語局

125, rue Sherbrooke Ouest, 1<sup>er</sup> étage

Montréal (Québec) H2X 1X4

または

750, boulevard Charest Est, Rez-de-chaussée

Québec (Québec) G1K 9K4

電話: 1 888 873-6202

ウェブサイト: [www.oqlf.gouv.qc.ca](http://www.oqlf.gouv.qc.ca)

ケベックフランス語局は、言語の公式化、用語および公共行政並びに企業のフランス語化に関するケベック州政府の政策を定義および実施する責任を担っています。フランス語憲章に従っているかどうかをケベックフランス語局の調査または憲章の侵害に関する報告に基づいて調査します。さらに、ケベックフランス語局は、ケベック州の言語状況の発展をモニターします。

ケベックフランス語局では以下のようなサービスを主に提供しています。

- フランス語憲章とその規則、憲章侵害に関する申告方法、ケベックフランス語局の製品とサービスに関する情報入手を希望するすべての人々のために電話およびケベックフランス語局のウェブサイトで提供する一般的な情報サービス。
- ケベック州の公共行政機関とケベック州で設立された 10人以上の従業員を有する企業のためのフランス語化の支援およびコンサルティングサービス。

- ケベック州で設立された50人以上の従業員を有する企業の幹部および従業員並びにケベック州の公共行政機関の幹部および職員のための情報・コミュニケーション技術のフランス語化に関する技術的援助。
- 用語と言語のサービスおよびツール:
  - *Le Grand dictionnaire terminologique* (GDT)  
用語大辞典はケベックフランス語局のウェブサイトでアクセスすることができ、広範なケベック州の経済的、技術的、科学的活動に関わる300万を越えるフランス語と英語の専門用語を網羅しています。
  - *La Banque de dépannage linguistique* (BDL)  
言語援助バンクは電話相談サービスによって最も頻繁に受けたFAQへの回答を示し、ケベックフランス語局のウェブサイトでも利用可能です。
  - *Le Téléphone linguistique*  
言語電話はいつでも無料で利用可能です。  
(514) 873-9999 (モントリオール地域)、  
(418) 528-9999 (ケベック市地域)、  
1 888 829-8899 あるいは  
1 888 828-8899 (その他のケベックの地域)。
  - 言語と用語に関する個別相談(電話料金は有料)は企業、言語専門家、公共行政機関および一般の人々に提供されています。
- 出版物: *Le français au bureau* オフィスのフランス語、用語および専門ジャーナルに関する様々な出版物、  
*La revue d'aménagement linguistique* 言語計画専門誌。

## La Commission de toponymie du Québec

### ケベック州地名委員会

1060, rue Louis-Alexandre-Taschereau, 4<sup>e</sup> étage

Québec (Québec) G1R 5V8

電話: (418) 643-2817

ウェブサイト: [www.toponymie.gouv.qc.ca](http://www.toponymie.gouv.qc.ca)

ケベック州の地名管理に責任を負うケベック州地名委員会は地名の表記基準および規則に関し政府に提案をします。ケベックフランス語局の協力を得て、委員会は地理的な用語を確立し標準化し、ケベック州の公式の地理的命名法をカタログ化し、保存し、公式化し、公表します。

委員会によって提供される主なサービスは次の通りです。

- 100,000 を越える地名およびほぼ 700,000 のデータ事項を含む *Répertoire toponymique du Québec* ケベック州地名一覧を始めとするいくつかの出版物。
- TOPOS、ケベック州の公式の地名のコンピューター化されたデータバンクで、地理的な位置、起源および意味に関する情報を提供しています。
- 電話または電子メールで利用可能な無料の個別相談サービスで、地名を選択し表記するための基準、地名の起源および意味、地理的な用語など地名に関するすべてを扱います。
- 地名学、系図学、地理学および歴史に関し研究者を支援する専門図書館。

ウェブサイト: [www.spl.gouv.qc.ca](http://www.spl.gouv.qc.ca)

作成: 言語政策事務局

グラフィックデザイン: Bleu Outremer

フランス語原題: *Vivre en français au Québec*

翻訳: 角田 実

法定納本: 2004 年

ケベック州立図書館

カナダ国立図書館

©ケベック州政府、2004 年

ISBN 2-550-42561-8

2004 年印刷



*Secrétariat  
à la politique  
linguistique*

Québec 